

産業サポートネットやすぎ サポートアドバイザー派遣事業要綱

産業サポートネットやすぎ
平成25年6月1日
(平成28年4月1日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、安来市内の中小企業者等の新たなビジネス創造、経営改革等を図ることを目的として、産業サポートネットやすぎ（以下「SSY」という。）がサポートアドバイザー（以下「SA」という。）の派遣を行うとともに、その費用に対してサポートアドバイザー派遣補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 組合等 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体

イ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

ウ 一般財団法人又は一般社団法人

エ 共同出資会社（会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく株式会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定に基づく特例有限会社、旧合名会社等及び新合名会社等で、3分の2以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするものをいう。）

オ その他法律により設立された組合及び連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者であるもの

(2) 任意グループ 構成員のうち2分の1以上が中小企業者で、構成員たる中小企業者の利益となる事業を目的とするもの

(3) 農業従事者グループ 規約をもって組織されている農業生産組織及び農産物加工組織

(4) SA派遣 各種の技術、技能等を指導するためSAを派遣すること。

(対象者)

第3条 SA派遣の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ

(2) 安来市内で農業を営む農業従事者グループ

(3) その他SSYが認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、SA派遣の対象としないものとする。

(1) 申請時において、市税の滞納をしている者

(2) 法令違反等により、何らかの拘束を受けている者

(3) 不渡り処分等により、金融機関との取引が停止中の者

(4) SA派遣に伴う責任を負えない者

- (5) この要綱に定める事項を遵守できない者
- (6) その他、SSYが相当の事由により認めない者

(対象事業及び派遣回数等)

第4条 SA派遣の対象となる事業は、第1条に掲げる目的を遂行するための事業とする。
ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 安来市又は他の団体からSA派遣に要する経費の助成を受ける事業
 - (2) その他、SSYが助成することが適当でないとする事業
- 2 SA派遣は、1案件につき2回までとし、年度あたり3案件までとする。
- 3 SA派遣の1回当たりの所要時間は、4時間を標準とする。

(補助金)

第5条 SSYは、SA派遣を受ける者に予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金交付の対象経費は、SA派遣に要する謝金及び旅費とする。
- 3 前項の規定による謝金の額は、1回の派遣につき3万円を限度とする。
- 4 第2項の規定による旅費の額は、公共交通機関を利用したものとして算出した額とする。

(SA派遣の申請)

第6条 SA派遣を受けようとする者は、サポートアドバイザー派遣申込書兼補助金交付申請書(様式第1号)をSSYに提出しなければならない。

(SA派遣の決定等)

第7条 SSYは、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、サポートアドバイザー派遣決定書兼補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請した者に通知するものとする。

(SA派遣の変更等)

第8条 SA派遣の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、申請した内容を変更し、又はSA派遣を中止しようとするときは、サポートアドバイザー派遣計画変更等承認申請書兼補助金変更等承認申請書(様式第3号)をSSYに提出し、その承認を受けなければならない。

2 SSYは、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で変更の可否を決定し、サポートアドバイザー派遣計画変更等承認通知書兼補助金変更決定通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(SA派遣の完了報告)

第9条 利用者は、SA派遣が完了したときは、速やかにサポートアドバイザー派遣完了報告書兼補助金実績報告書(様式第5号)をSSYに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 SSYは、前条及び第12条の報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、サポートアドバイザー派遣補助金額確定通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 利用者は、前条の規定による通知を受けたときは、サポートアドバイザー派遣補助金交付請求書(様式第 7 号)を S S Y に提出しなければならない。

(S A の義務)

第 12 条 S A は、指導を実施したときは、速やかにその内容をサポートアドバイザー派遣事業指導結果報告書(様式第 8 号)により S S Y に報告しなければならない。

2 S A は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 業務に関し、利用者から S A 派遣のために要した費用以外の金銭を受け取ること。
- (2) 業務に関し職務上知り得た秘密を関係者以外に漏らすこと。
- (3) その他 S A としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、S S Y が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。